

文書番号

5-2

VER. 5

## 環境方針の策定、周知及び開示要領

改訂 履歴	施行年月日	内容	施行年月日	内容
	平成 10 年 8 月 31 日	制定	平成 年 月 日	
	平成 10 年 10 月 15 日	全部改訂	平成 年 月 日	
	平成 11 年 2 月 1 日	一部改訂	平成 年 月 日	
	平成 16 年 4 月 1 日	一部改訂	平成 年 月 日	
	平成 28 年 4 月 1 日	一部改訂	平成 年 月 日	
規定 内容	第 1 条	趣旨		
	第 2 条	策定・改訂		
	第 3 条	周知		
	第 4 条	開示		
	付 則			

板橋区環境マネジメント関係文書	文書番号	5 - 2	ページ1/1
<b>環境方針の策定、周知及び開示要領</b>			
(趣旨)			
第 1 条 環境方針の策定、周知、及び開示に関し必要な事項を定める。			
(策定・改訂)			
第 2 条 環境方針は、環境管理総括者が決定する。			
2 環境方針は、ISO14001 の規格に適合させるとともに、以下の事項について考慮し、作成しなければならない。			
(1)板橋区を取りまく環境条件			
(2)板橋区における環境関連の施策			
3 環境方針は、「環境マネジメントレビュー要領(9-3)」に定める毎年度の見直し時において、環境管理総括者が必要と認める場合に改訂する。			
(周知)			
第 3 条 環境管理事務局は、環境方針を板橋区環境マネジメントシステムの適用範囲の全組織、職員に周知する。			
(開示)			
第 4 条 環境方針は、本庁舎及び各施設又はホームページ等で開示を行い、広く一般に開示するとともに、入手可能としなければならない。			
付 則 この要領は、平成 10 年 8 月 31 日から施行する。			
付 則 この要領は、平成 10 年 10 月 15 日から施行する。			
付 則 この要領は、平成 11 年 2 月 1 日から施行する。			
付 則 この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。			
付 則 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。			